

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又は 贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (効力発生日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
国際連合児童 基金	ブルンジ共和国における小児感染症予防計画に関する贈与に 関する日本国政府と国際連合児童 基金との間の交換公文	ブルンジ共和国における小児感染症予防計画を実施す るために必要な生産物及び役務の購入	124,000千円 -----	H22.1.18 ブジュン ブラで (同日)	日本側 岩谷滋雄在ブルン ジ大使 国際連合児童基金側 グロ リア・コンツァア在ブルン ジ事務所代表	H22.2.1 35号
世界食糧計画	ドミニカ共和国国内の社会的弱者に対する食糧援助に 関する日本国政府と世界食糧計画 との間の交換公文	千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる食 糧援助のための生産物及び役務の購入	220,000千円 -----	H22.1.18 ローマで (同日)	日本側 安藤裕康在イタリ ア大使 世界食糧計画側 ジョゼッ ト・シーララン事務局長	H22.2.12 57号
世界食糧計画	ミャンマー連邦内の社会的弱者 に対する食糧援助に関する日本 国政府と世界食糧計画との間の 交換公文	千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる食 糧援助のための生産物及び役務の購入	510,000千円 -----	H22.1.18 ローマで (同日)	日本側 安藤裕康在イタリ ア大使 世界食糧計画側 ジョゼッ ト・シーララン事務局長	H22.2.12 58号
国際連合児童 基金	ジンバブエ共和国における小児 感染症予防計画のための贈与に 関する日本国政府と国際連合 児童基金との間の交換公文	ジンバブエ共和国における小児感染症予防計画を実施 するために必要な生産物及び役務の購入	125,000千円 -----	H22.1.26 ハラレで (同日)	日本側 森田幸一在ジンバ ブエ大使 国際連合児童基金側 ピー ター・サラバ在ジンバブ エ事務所代表	H22.2.9 51号
国際連合児童 基金	コンゴ共和国における小児感染 症予防計画のための贈与に 関する日本国政府と国際連 合児童基金との間の交換公文	コンゴ共和国における小児感染症予防計画を実施する ために必要な生産物及び役務の購入	159,000千円 -----	H22.1.27 ブラザビ ルで (同日)	日本側 加藤基在コンゴ共 和国大使 国際連合児童基金側 マ リオン・フラッシュュ在コ ンゴ共和国事務所代表	H22.2.9 52号
国際連合児童 基金	コートジボワール共和国におけ る感染症予防計画のための贈与 に関する日本国政府と国際連 合児童基金との間の交換公文	コートジボワール共和国における感染症予防計画を実 施するために必要な生産物及び役務の購入	183,000千円 -----	H22.1.29 アビジヤ ンで (同日)	日本側 岡村善文在コート ジボワール大使 国際連合児童基金側 マ リオン・イロザオネン在コ ートジボワール事務所代 表	H22.2.16 62号
国際連合児童 基金	リベリア共和国における小児感 染症予防計画のための贈与に 関する日本国政府と国際連 合児童基金との間の交換公文	リベリア共和国における小児感染症予防計画を実施す るために必要な生産物及び役務の購入	162,000千円 -----	H22.2.5 モンロビ アで (同日)	日本側 片上慶一在リベリ ア大使 国際連合児童基金側 イザ ベル・クローリー在リベ リア事務所代表	H22.2.19 69号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の供与期限については、予め定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をHO.△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。

相手国・政府・国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又は贈与の供与期限 (注2)	署名日 (署名日) (注3)	署 名 者	告示日 (注4)
国際連合児童基金	ハイチ共和国における予防接種強化計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合児童基金との間の交換公文	ハイチ共和国における予防接種強化計画を実施するための必要な生産物及び役務の購入	183,000千円	H22.2.22 東京で (同日)	日本側 武正公一外務副大臣 国際連合児童基金側 功刀純子東京事務所代表	H22.3.12 95号
国際連合児童基金	東ティモール民主共和国における母子保健改善計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合児童基金との間の交換公文	東ティモール民主共和国における母子保健改善計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	137,000千円	H22.3.4 デイルで (同日)	日本側 北原藏男在東ティモール大使 国際連合児童基金側 久木田純在東ティモール事務所代表	H22.3.17 104号
国際連合教育科学文化機関	アフガニスタン・イスラム共和国における「識字能力強化計画(第二期)」のための贈与に関する日本国政府と国際連合教育科学文化機関との間の交換公文	アフガニスタン・イスラム共和国における「識字能力強化計画(第二期)」の実施に必要な生産物及び役務の購入に必要な資金の贈与	1,791,000千円	H22.3.9 カブールで (同日)	日本側 廣木重之在アフガニスタン大使 国際連合教育科学文化機関側 青柳茂在アフガニスタン事務所代表	H22.3.30 131号
国際連合開発計画	モザンビーク共和国における「地雷除去計画」の実施に必要な生産物及び役務の購入に必要な資金の贈与	モザンビーク共和国における「地雷除去計画」の実施に必要な生産物及び役務の購入に必要な資金の贈与	183,000千円	H22.3.12 マプトで (同日)	日本側 瀬川進在モザンビーク大使 国際連合開発計画側 シム・ンビクウエイ国際連合常駐調整官兼国際連合開発計画在モザンビーク事務所代表	H22.3.30 133号
国際連合児童基金	ギニア共和国における母子保健改善計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合児童基金との間の交換公文	ギニア共和国における母子保健改善計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	125,000千円	H22.3.12 コナクリで (同日)	日本側 住本博在ギニア大使 国際連合児童基金側 ジュエリアン・モルコム・ハルネ在ギニア事務所代表	H22.3.30 139号
国際連合開発計画	アンゴラ共和国における「国家地雷除去能力向上計画」のための贈与に関する日本国政府と国際連合開発計画との間の交換公文	アンゴラ共和国における「国家地雷除去能力向上計画」の実施に必要な生産物及び役務の購入に必要な資金の贈与	141,000千円	H22.3.18 ルアンダで (同日)	日本側 越川和彦在アンゴラ大使 国際連合開発計画側 ジタ・ホンソラナ・ウエルチ在アンゴラ事務所代表	H22.4.6 170号
国際連合食糧農業機関	エリトリア共和国における貧困農民への支援に力点を置いた食糧生産の増大に寄与するために必要な生産物及び役務の購入	エリトリア共和国における貧困農民への支援に力点を置いた食糧生産の増大に寄与するために必要な生産物及び役務の購入	138,000千円	H22.3.22 ローマで (同日)	日本側 安藤裕康在イタリア大使 国際連合食糧農業機関側 ホセ・ペリャ・スンペジ・ビネス技術協力局長	H22.4.12 205号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の供与期限については定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成○年△月□日をHO.△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又は 贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (前記註日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
国際連合児童 基金	(スーダンの)ダルフールにおける 平和構築のための教育施設建設 設計画のための贈与に関する日 本国政府と国際連合児童基金と の間の交換公文	ダルフールにおける平和構築のための教育施設設計 画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	530,000千円 -----	H22.3.28 ハルツェー ムで (同日)	日本側 和田明範在スーダ ン大使 国際連合児童基金側 ニー ルス・カストバー在ス ーダン事務所代表	H22.4.14 214号
国際連合開発 計画	カメルーン共和国における「コ ミュニティ参加を通じた村落環 境整備計画」のための贈与に関 する日本国政府と国際連合開 発計画との間の交換公文	カメルーン共和国における「コミュニティ参加を通じ た村落環境整備計画」を実施するために必要な生産物 及び役務の購入	530,000千円 -----	H22.3.31 ヤウンデ で (同日)	日本側 山本啓司在カメル ーン大使 国際連合開発計画側 リサ ・シムリツク・シン在カ メルーン事務所随時代表	H22.4.15 219号
世界食糧計画	コソボ共和国内の社会的弱者に 対する食糧援助に関する日本国 政府と世界食糧計画との間の交 換公文	千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる食 糧援助のための生産物及び役務の購入	270,000千円 -----	H22.4.8 ローマで (同日)	日本側 安藤裕康在イタリ ア大使 世界食糧計画側 ジーナ・ カサール事務所次長	H22.4.20 226号
国際連合児童 基金	ギニアビサウ共和国における 「ガブ州、オイオ州における子 供のための環境整備計画」のた めの贈与に関する日本国政府と 国際連合児童基金との間の交換 公文	ガブ州、オイオ州における子供のための環境整備計画 を実施するために必要な生産物及び役務の購入	865,000千円 -----	H22.4.28 ビサウで (同日)	日本側 齊藤隆志在ギニア ビサウ大使 国際連合児童基金側 ジョ フ・ウイイン在ギニア ビサウ事務所代表	H22.5.18 253号
国際連合児童 基金	コソボ民主共和国における「赤 道州、東西カササイ州における コミュニティ参加を通じた子供 のための環境整備計画」のため の贈与に関する日本国政府と国 際連合児童基金との間の交換 公文	赤道州、東西カササイ州におけるコミュニティ参加を通 じた子供のための環境整備計画を実施するための生産 物及び役務の購入	601,000千円 -----	H22.4.29 キンシヤ サで (同日)	日本側 北澤寛治在コソボ 民主共和国大使 国際連合児童基金側 ビエ レット・グジュ・テイ在コ ソボ民主共和国事務所代 表	H22.5.17 248号
国際連合食糧 農業機関	アフガニスタン・イسلام共和 国における農業生産拡大及び生 産性向上計画のための贈与に関 する日本国政府と国際連合食 糧農業機関との間の交換公文	農業生産拡大及び生産性向上計画を実施するために必 要な生産物及び役務の購入	1,033,000千円 -----	H22.6.5 カブール で (同日)	日本側 廣木重之在アフガ ニスタン大使 国際連合食糧農業機関側 テケクスタ・ガフレイ・テ キイ在アフガニスタン代 表	H22.6.16 296号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の供与期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。

相手国政府・相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又は贈与の額 は贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (効力発日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
国際連合児童基金	リベリア共和国における「教育施設整備計画」のための贈与に関する日本国政府と国際連合児童基金との間の交換公文	教育施設整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	772,000 千円 -----	H22.7.2 モントロビ アで (同日)	日本側 片上慶一在リベリア大使 片上慶一在リベリア大使 児童基金側 イザベル・クローリー在リベリア事務所代表	H22.7.15 341号
国際移住機関	ハイチ共和国における「国境管理強化計画」のための贈与に関する日本国政府と国際移住機関との間の交換公文	「国境管理強化計画」の実施に必要な生産物及び役務の購入に必要な資金の贈与	222,000 千円 -----	H22.7.7 ポルトン ズで (同日)	日本側 大竹庄治在ハイチ臨時代理大使 国際移住機関側 クリストフ・ア・マスコン在ハイチ事務所所長代理	H22.7.22 346号
国際連合工業開発機関	コートジボワール共和国における「紛争後復興及び平和構築のための青年職業訓練計画」のための贈与に関する日本国政府と国際連合工業開発機関との間の交換公文	紛争後復興及び平和構築のための青年職業訓練計画の実施に必要な生産物及び役務を購入するための資金の贈与	325,000 千円 -----	H22.8.2 アビジヤ ンで (同日)	日本側 岡村善文在コートジボワール大使 国際連合工業開発機関側 浦元義照事務所次長	H22.8.13 377号
世界食糧計画	スーダン共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との間の交換公文	千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる食糧援助のための生産物及び役務の購入	600,000 千円 -----	H22.8.8 ハルツームで (同日)	日本側 和田明範在スーダン大使 和食糧計画側 コリー・フレイシャー在スーダン事務所代表代理	H22.8.23 387号
世界食糧計画	パネララデシエ人民共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との間の交換公文	千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる食糧援助のための生産物及び役務の購入	820,000 千円 -----	H22.8.25 ローンで (同日)	日本側 安藤裕康在イタリア大使 安藤裕康在イタリア大使 世界食糧計画側 ジーナ・カサル事務局長	H22.9.10 400号
世界食糧計画	アフガニスタン・イслаマ共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との間の交換公文	千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる食糧援助のための生産物及び役務の購入	460,000 千円 -----	H22.8.25 ローンで (同日)	日本側 安藤裕康在イタリア大使 安藤裕康在イタリア大使 世界食糧計画側 ジーナ・カサル事務局長	H22.9.10 401号
世界食糧計画	イエメン共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との間の交換公文	千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる食糧援助のための生産物及び役務の購入	570,000 千円 -----	H22.8.25 ローンで (同日)	日本側 安藤裕康在イタリア大使 安藤裕康在イタリア大使 世界食糧計画側 ジーナ・カサル事務局長	H22.9.10 402号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の供与期限については、定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をHO.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与額 贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (効力発生日) (注3)	署 名 者	告示番号 (注4)
世界食糧計画	パレスチナ自治区住民に対する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との間の交換公文	千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる食糧援助のための生産物及び役務の購入	270,000千円 -----	H22. 8.25 ローマで (同日)	日本側 大使 アン藤裕康在イタリ ア大使 世界食糧計画側 ジーナ・ カサール事務局長	H22. 9.10 403号
世界食糧計画	カンダ共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との間の交換公文	千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる食糧援助のための生産物及び役務の購入	430,000千円 -----	H22. 8.25 ローマで (同日)	日本側 大使 アン藤裕康在イタリ ア大使 世界食糧計画側 ジーナ・ カサール事務局長	H22. 9.13 405号
世界食糧計画	ギニア共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との間の交換公文	千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる食糧援助のための生産物及び役務の購入	490,000千円 -----	H22. 8.25 ローマで (同日)	日本側 大使 アン藤裕康在イタリ ア大使 世界食糧計画側 ジーナ・ カサール事務局長	H22. 9.13 406号
世界食糧計画	ギニアビサウ共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との間の交換公文	千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる食糧援助のための生産物及び役務の購入	250,000千円 -----	H22. 8.25 ローマで (同日)	日本側 大使 アン藤裕康在イタリ ア大使 世界食糧計画側 ジーナ・ カサール事務局長	H22. 9.13 407号
世界食糧計画	チャド共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との間の交換公文	千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる食糧援助のための生産物及び役務の購入	310,000千円 -----	H22. 8.25 ローマで (同日)	日本側 大使 アン藤裕康在イタリ ア大使 世界食糧計画側 ジーナ・ カサール事務局長	H22. 9.13 408号
世界食糧計画	中央アジア共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との間の交換公文	千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる食糧援助のための生産物及び役務の購入	240,000千円 -----	H22. 8.25 ローマで (同日)	日本側 大使 アン藤裕康在イタリ ア大使 世界食糧計画側 ジーナ・ カサール事務局長	H22. 9.13 409号
世界食糧計画	レソト王国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との間の交換公文	千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる食糧援助のための生産物及び役務の購入	190,000千円 -----	H22. 8.25 ローマで (同日)	日本側 大使 アン藤裕康在イタリ ア大使 世界食糧計画側 ジーナ・ カサール事務局長	H22. 9.13 410号
国際連合パレスチナ難民救済事業機関	パレスチナ難民に対する食糧援助に関する日本国政府と国際連合パレスチナ難民救済事業機関との間の交換公文	千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる食糧援助のための生産物及び役務の購入	600,000千円 -----	H22. 8.31 アムステルダムで (同日)	日本側 大臣 武正公一外務副大臣 国際連合パレスチナ難民救済事業機関側 フレイリッポ ・グラウンディ事務局長	H22. 9.14 413号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の供与期限については、平成〇年△月□日をHO.△.□と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をHO.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与額 贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (効力発生日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
国際連合難民 高等弁務官事 務所	ギンブス南部における避難民及び 帰還民コミュニティの帰還・再 統合プログラムのための贈与 に関する日本国政府と国際連合 難民高等弁務官事務所との間の 交換公文	ギンブス南部における避難民及び 帰還民コミュニティの実施に必要な 生産物及び 役務を購入するための資金の贈与	610,000 千円 -----	H22.9.14 ビシュケ クで、 (同日)	日本側 丸尾真在ギンブス 大使 国際連合難民高等弁務官事 務所側 ハンズ・フリドリ フ・ショドル在ギンブス 事務所代表	H22.10.1 426号
国際連合開発 計画	アフガニスタン平和・再統合プ ログラムのための贈与に関する 日本国政府と国際連合開発計画 との間の交換公文	アフガニスタン平和・再統合プ ログラムの実施に必要な 生産物及び役務を購入するための資金の贈与	4,355,000 千円 -----	H22.9.23 カフール で (同日)	日本側 廣木重之在アフガ ニススタン大使 国際連合開発計画側 ロバ ート・ワトキンス在アフ ガニスタン事務所代表	H22.10.5 430号
国際熱帯木材 機関	カンボジア王国及びタイ王国に おける「メコン森林保護地域のた め、越境生物多様性保全計画」のた め、国際熱帯木材機関との間の交 換公文	メコン森林保護地域の越境生物多様性保全計画を実施 するために必要な生産物及び役務の購入	174,000 千円 -----	H22.10.28 名古屋で (同日)	日本側 伴野豊外務副大臣 国際熱帯木材機関側 エマ スエル・ゼ・メカ事務局 長	H22.11.10 474号
国際連合食糧 農業機関	アフガニスタン・イスラム共和 国における「カブール県及びパ ーミヤン県灌漑・小規模水力発 電整備計画」のための贈与に関 する日本国政府と国際連合食糧 農業機関との間の交換公文	カブール県及びパーミヤン県灌漑・小規模水力発電電 備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	1,356,000 千円 -----	H22.11.10 カフール で (同日)	日本側 廣木重之在アフガ ニススタン大使 国際連合食糧農業機関側 テ ラケステ・ゲアレイ・テ キイ在アフガニスタン代 表	H22.11.24 488号
国際連合児童 基金	アフガニスタンにおける「小児 感染症予防計画」のための贈与 に関する日本国政府と国際連合 児童基金との間の交換公文	小児感染症予防計画を実施するために必要な生産物及 び役務の購入	870,000 千円 -----	H22.11.10 ハルザー ムで (同日)	日本側 和田明範在スーダ ン大使 国際連合児童基金側 ニー ルス・カストバー在ス ーダン事務所代表	H22.11.24 489号
国際連合児童 基金	ナイジェリア連邦共和国におけ る「小児感染症予防計画」のた め、の贈与に関する日本国政府と 国際連合児童基金との間の交換 公文	小児感染症予防計画を実施するために必要な生産物及 び役務の購入	881,000 千円 -----	H22.12.10 アブジャ で (同日)	日本側 植澤利次在ナイジ ェリア大使 国際連合児童基金側 スオ ミ・サカイ在ナイジェリ ア事務所代表	H22.12.27 527号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の供与期限については定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与額 贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (署名地印) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
国際連合児童 基金	ベキスタン・イスラム共和国に おける「ボリオ撲滅計画」のた めの贈与に関する日本国政府と 国際連合児童基金との間の交換 公文	ボリオ撲滅計画を実施するために必要な生産物及び役 務の購入	395,000千円 -----	H22.12.14 イスラマ バードで (同日)	日本側 渥美千尋 在ベキス タン大使 国際連合児童基金側 トニエ ーレ・ロバート・ダニエ ル南アジア地域事務所長特 別代表	H22.12.28 529号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の供与期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をHO△.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。